

行
東京都

目 次

告 示

- 都市計画事業の認可………(都市整備局都市基盤部街路計画課)…一
- 地区画整理組合の事業計画の変更認可………(都市整備局市街地整備部民間開発課)…一
- ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく対策計画の策定………(環境局環境改善部化学物質対策課)…二
- 公害防止事業費事業者負担法の規定に基づく費用負担計画の策定………(同)…二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定………(同)…二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除(二件)………(同)…四
- 東京都統計調査条例による統計調査の名称等………(福祉保健局総務部総務課)…六
- 家畜人工授精師の登録………(産業労働局農林水産部農業振興課)…三〇
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定………(建設局道路管理部監察指導課)…三〇
- 警視庁組織規則の一部を改正する規則………三〇

1 平成26年10月10日(金曜日)

東京都市公報

規 則(公)

三 事業施行期間

平成二十六年十月十日から平成三十

二 都市計画事業の種類及び名称

一 施行者の名称 東京都知事 外添要一

二 都市計画事業の種類及び名称

三 施行地区

四 事務所の所在地

五 設立認可の年月日

六 许可の年月日

七 年月日

八 年月日

九 年月日

十 年月日

十一 年月日

十二 年月日

十三 年月日

十四 年月日

十五 年月日

十六 年月日

十七 年月日

十八 年月日

十九 年月日

二十 年月日

二十一 年月日

二十二 年月日

二十三 年月日

二十四 年月日

二十五 年月日

二十六 年月日

二十七 年月日

二十八 年月日

二十九 年月日

三十 年月日

三十一 年月日

三十二 年月日

三十三 年月日

三十四 年月日

三十五 年月日

三十六 年月日

三十七 年月日

三十八 年月日

三十九 年月日

四十 年月日

四十一年月日

四十二年月日

四十三年月日

四十四年月日

四十五年月日

四十六年月日

四十七年月日

四十八年月日

四九年月日

五十 年月日

五十一 年月日

五十二 年月日

五十三 年月日

五十四 年月日

五十五 年月日

五十六 年月日

五十七 年月日

五十八 年月日

五十九 年月日

六十 年月日

六十一年月日

六十 二年月日

六十 三年月日

六十 四年月日

六十 五年月日

六十 六年月日

六十 七年月日

六十 八年月日

六十 九年月日

六十 十年月日

六十 一年月日

六十 二年月日

六十 三年月日

六十 四年月日

六十 五年月日

六十 六年月日

六十 七年月日

六十 八年月日

六十 九年月日

六十 十年月日

六十 一年月日

六十 二年月日

六十 三年月日

六十 四年月日

六十 五年月日

六十 六年月日

六十 七年月日

六十 八年月日

六十 九年月日

六十 十年月日

六十 一年月日

六十 二年月日

六十 三年月日

六十 四年月日

六十 五年月日

六十 六年月日

六十 七年月日

六十 八年月日

六十 九年月日

六十 十年月日

六十 一年月日

六十 二年月日

六十 三年月日

六十 四年月日

六十 五年月日

六十 六年月日

六十 七年月日

六十 八年月日

六十 九年月日

六十 十年月日

六十 一年月日

六十 二年月日

六十 三年月日

六十 四年月日

六十 五年月日

六十 六年月日

六十 七年月日

六十 八年月日

六十 九年月日

六十 十年月日

六十 一年月日

六十 二年月日

六十 三年月日

六十 四年月日

六十 五年月日

六十 六年月日

六十 七年月日

六十 八年月日

六十 九年月日

六十 十年月日

六十 一年月日

六十 二年月日

六十 三年月日

六十 四年月日

六十 五年月日

六十 六年月日

六十 七年月日

六十 八年月日

六十 九年月日

六十 十年月日

六十 一年月日

六十 二年月日

六十 三年月日

六十 四年月日

六十 五年月日

六十 六年月日

六十 七年月日

六十 八年月日

六十 九年月日

六十 十年月日

六十 一年月日

六十 二年月日

六十 三年月日

六十 四年月日

六十 五年月日

六十 六年月日

六十 七年月日

六十 八年月日

六十 九年月日

六十 十年月日

六十 一年月日

六十 二年月日

六十 三年月日

六十 四年月日

六十 五年月日

六十 六年月日

六十 七年月日

六十 八年月日

六十 九年月日

六十 十年月日

六十 一年月日

六十 二年月日

六十 三年月日

六十 四年月日

六十 五年月日

六十 六年月日

六十 七年月日

六十 八年月日

六十 九年月日

六十 十年月日

六十 一年月日

六十 二年月日

六十 三年月日

六十 四年月日

六十 五年月日

六十 六年月日

六十 七年月日

六十 八年月日

六十 九年月日

六十 十年月日

六十 一年月日

六十 二年月日

六十 三年月日

六十 四年月日

六十 五年月日

六十 六年月日

六十 七年月日

六十 八年月日

六十 九年月日

六十 十年月日

六十 一年月日

六十 二年月日

六十 三年月日

六十 四年月日

六十 五年月日

六十 六年月日

六十 七年月日

六十 八年月日

六十 九年月日

六十 十年月日

六十 一年月日

六十 二年月日

六十 三年月日

六十 四年月日

六十 五年月日

六十 六年月日

六十 七年月日

六十 八年月日

六十 九年月日

六十 十年月日

六十 一年月日

六十 二年月日

六十 三年月日

六十 四年月日

六十 五年月日

六十 六年月日

六十 七年月日

六十 八年月日

六十 九年月日

六十 十年月日

六十 一年月日

六十 二年月日

六十 三年月日

六十 四年月日

六十 五年月日

六十 六年月日

六十 七年月日

六十 八年月日

六十 九年月日

六十 十年月日

六十 一年月日

六十 二年月日

六十 三年月日

六十 四年月日

六十 五年月日

六十 六年月日

六十 七年月日

六十 八年月日

六十 九年月日

六十 十年月日

六十 一年月日

六十 二年月日

六十 三年月日

六十 四年月日

六十 五年月日

六十 六年月日

六十 七年月日

六十 八年月日

六十 九年月日

六十 十年月日

六十 一年月日

六十 二年月日

六十 三年月日

六十 四年月日

六十 五年月日

六十 六年月日

六十 七年月日

六十 八年月日

六十 九年月日

六十 十年月日

六十 一年月日

六十 二年月日

六十 三年月日

六十 四年月日

六十 五年月日

六十 六年月日

六十 七年月日

六十 八年月日

六十 九年月日

六十 十年月日

六十 一年月日

六十 二年月日

◎東京都告示第千三百九十五号

ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五百五号）第三十一条第一項の規定により、ダイオキシン類土壤汚染対策計画（以下「対策計画」という。）を定めたので、同条第六項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

平成二十六年十月十日

東京都知事 外添要一

一 対策計画の名称

荒川区東尾久七丁目地域ダイオキシン類土壤汚染対策計画

二 対策計画の策定日

平成二十六年十月九日

三 対策事業の実施地域

平成二十六年東京都告示第二百三十号により告示した

ダイオキシン類土壤汚染対策地域

(一) 荒川区東尾久七丁目千三百三十番四及び同番十一の各一部（都立尾久の原公園）

(二) 荒川区東尾久七丁目千三百三十番五、二千八百三十三番十三及び同番二十一の各一部（区立東尾久運動場及びその周辺）

四 対策事業の内容

汚染土壤の曝露経路を遮断するため、対策事業の実施地域に覆土等を行う。

五 対策事業実施後の措置の内容

対策事業において実施した、覆土等による汚染の拡散防止効果が維持できるよう、適切な管理を行う。

六 対策事業費の額

一億一千八百万円

七 対策事業の実施者

東京都

将来、大規模な土地改変、技術の進歩等に伴い汚染の除去を行う場合には、改めて対策計画を策定する。

◎東京都告示第千三百九十六号

公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第二百三十三号）以下「法」という。）第六条第一項の規定により、

公害防止事業に係る費用負担計画（以下単に「費用負担計画」という。）を定めたので、同条第五項の規定により、

その要旨を次のとおり告示する。

平成二十六年十月十日

東京都知事 外添要一

一 費用負担計画の名称

荒川区東尾久七丁目地域ダイオキシン類土壤汚染対策事業に係る費用負担計画

二 費用負担計画の策定日

平成二十六年十月九日

三 公害防止事業の種類

法第二条第二項第三号に規定するダイオキシン類によ

り土壤が汚染されている土地について実施される対策であり、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律五百五号）第三十一条第二項第一号ロに規定する事業のうち、ダイオキシン類の摂取経路を遮断するもの

あり、費用を負担させる事業者を定める基準

五百五号）第三十一条第二項第一号ロに規定する事業のうち、ダイオキシン類の摂取経路を遮断するもの

第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域に土地を所有し、対策地域を含む区域で、大正期から昭和期にかけて、黒鉛電極を用いた食塩電解工程（以下「食塩電解」という。）及び食塩電解において発生する塩素を用いた化学製品の製造工程を有する工場の操業に伴いダイオキシン類を排出し、土壤の汚染を引き起こした事業者

五 公害防止事業費の額

一億一千八百万円

六 負担総額及びその算定基礎

(一) 負担総額

八千五百八十四万五千円

(二) 算定基礎

$$\text{負担額} = \text{公害防止事業費の額} \times \frac{\text{事業者負担割合}}{100}$$

$$(97\%) \times \text{負担額} = (3)$$

七 公害防止事業の実施に必要な事項

物価の変動その他やむを得ない事由により、公害防止事業費の額に変更が生じたときは、変更後の公害防止事業費の額を基礎として算定した額を負担総額とする。

八 その他

六(二)の算定基礎は、費用負担計画に記載する公害防止事業に限り適用するものとする。

◎東京都告示第千三百九十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一第一条の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければ